

## 第1回福祉有償運送運営協議会 会議記録(要旨)

1	審議会名 第1回福祉有償運送運営協議会
2	日 時 平成17年12月14日(水) 午後1時30分から午後3時50分まで
3	会 場 穂高健康支援センター集団指導室
4	出席者 久保田委員(学識) 樋口委員(社協) 水谷委員(身障協)等々力委員(区長) 小岩井委員(南安タクシー) 耳塚委員(安曇観光タクシー) 岡山委員(明科第一交通) 中村委員(代理山口氏(バイタルタクシー)) 小見田委員(えみーる福祉タクシー) 相馬委員(安曇観光タクシー運転手) 三浦会長(高齢者介護課長) 県コモンズ福祉課小山企画員(オブザーバー)
5	市側出席者 健康福祉部長 高齢者介護課高齢者福祉係 等々力係長 桜井 関 藤原 齋
6	公開・非公開の別 公開
7	傍聴人 0人 記者 4人 市職員7人(企画担当2人 支所健康福祉課5人)
8	会議概要作成年月日 平成17年12月15日

協 議 事 項 等	
1.	開 会 「安曇野市附属機関の公開に関する基準」に基づき、個人情報に関する部分を除き、本協議会を公開とする旨を事務局から提案、了承された。
2.	福祉事務所長あいさつ
3.	委嘱書交付
4.	自己紹介
5.	報告事項 (1)安曇野市のセダン特区認定の経過及び福祉有償運送の内容等について (事務局)福祉有償運送及びセダン特区の主旨を説明後、安曇野市としての取組み経過を説明 (樋口委員)市社会福祉協議会は行政から委託を受けて有償運送を行っているが、資料の表現では市社会福祉協議会が主体的に行っていると読めてしまう。 (事務局)市からの委託事業であり補足(説明)し訂正させていただく。 (耳塚委員)新聞記事にはタクシー会社から意見を聞いたとあったが、私としては、意見を聞かれたという認識はない。国に報告したものはどういうものを添付したのか。 (事務局)「安曇野市タクシー協会」という名は職員が(合併により)できると思い込んで記載した。間違いがあり大変申し訳ありません。 タクシー会社からの意見は、(電話や面談内容から、)旅客の減少が懸念される。障害者等に限定しても基本的には反対である。しかし国や市の事業であり今後は協力していきたい。福祉有償運送協議会には参加し協会として福祉の向上に協力したいというご意見として、提出させていただいた。 (岡山委員)旧明科社会福祉協議会が有料(町内500円)で運んでいる。タクシー業界では初乗り料金が630円、身障者割引を使えば570円。行政が補助しているのに自己負担が500円というのは営利的な料金ではないか。当協議会でどんどん進めるのではなくて、是正すべきは是正してから次に進むべきではないか。 (旧町村で)タクシー券を配布しているが、明科だけがない。しかも明科の外出支援の事業を1事業者に100%委託するのはおかしいのではないか。行政からの補助はどのくらいなのかわからないが完全に営利ではないか。こういう点から是正していただきたい。 (事務局)明科地区内では500円を個人負担としていただき、それ以外の部分を行政負担している。これは合併の経過措置として18年3月までの措置である。4月以降の形態は当協議会の中で、対象者・料金を決定していただきたいと考えている。 タクシー券の制度については、市の統一事業として18年4月からは明科地区の方も、サービスを受けることができる。 (樋口委員)市社会福祉協議会は、運営に足りない部分について行政の補助を得ているだけで、営利は一銭もなく、非営利の運行であることはご理解いただきたい。 (久保田委員)明科全体で考えて、初乗り料金630円だけで医療機関に行けるケースは珍しい。そういう意味においては500円という額は整理がつくのではないか。介護者からの要望も多く、行政として介護者支援としてこの制度を始めた。社会福祉協議会に委託はしているが社会福祉協議会は決して営利を出していないのでご理解だけはいただきたい。

(小見田委員)厚生労働省の外出支援事業として平成12年度から始まった事業であるが、明科には総合病院がないのが現実。透析患者は週3回病院に通う必要があり、タクシー券を高齢者に分け与える方法では透析患者にとっては一月しかもたない。年金収入だけで生活している方など、本当に困っている人たちへの支援が必要と考える。なんとか皆が共存し、なおかつ既存の利用者が守られることが大切であり、じっくりと時間をかけて良い方策を何とかお考えいただきたい。

(相馬委員)市内の青ナンバーの5社でも福祉車両を用意してある。利用者が多いかといえばそうでもない。業界でも十分に対応できると考えられ、わざわざ白ナンバーで運行する必要性がないのではないかと。

(小岩井委員)この会議は、セダン特区の良し悪しを話し合う場ではないと考えている。今現在問題があるから80条申請しなさいという流れであり、このこと自体タクシー業界は反対しているのではない。ただしセダン特区については困りますよという考えであることを認識していただきたい。当協議会は適格性を審議する場であり、当然必要性も議論することになる。このことを認識する中でいい方向に持っていきたい。

(会長) ご意見のとおりと考える。ここでセダン特区の良し悪しについて議論しても、すでに認定されている。この協議会が審議に入るのは次回以降、社会福祉法人等が実際に申請をしたときである。本日の会議は現在までの経過と要綱等についての説明が主である。会議を進めさせてよろしいでしょうか。

(等々力委員)会議を進めていただいていると思う。委員の皆さんの色々な悩みをお聞きする中で、有償運送については本当に困っている人たちのことを考えると、ある程度のことには仕方がないと思う。実際に事業者から申請があった場合に、私たちがどういう判断をしてどう決めていくかが大切であると考え。お互いに助け合っていく方法をそのときに考えていきたい。

## (2)安曇野市福祉輸送サービス事業実施要綱について

(事務局より説明)

(耳塚委員)第6条の運行範囲で、市内を発地または着地と規定しているが、全国どこまでも行けることになる。運行の範囲を狭めて、たとえば市内に定めることは出来ないか。あまりにも広すぎないか。

(事務局)実際には運行する主体、つまり社会福祉法人等の規約等である程度の制限がかかると想定している。運行側にも当然限度が発生されるので、市としては制限をかけていない。

(岡山委員)利用範囲であるが、例えば観光旅行に行った場合もこれも福祉という対象か。そういう制限はないのか。例えばジャンボタクシーに乗り合い方式で運行を想定した場合に、一人当たりの料金設定をしていると、料金収入は多くなる。このようなことを要綱で規制すべきではないか。

(事務局)社会参加の促進に寄与するという主旨の要綱であり、具体的な規制はしていない。実際に、社会福祉法人から申請内容は、その運行規約の中に全て記載される。したがって、観光目的に白ナンバーが必要かどうか、車両は何台使うのかなどについても、当協議会でご審議いただきご判断いただくとお考えいただきたい。

(小山企画員)身体障害者や知的障害者の場合には、外出すること自体を支援することが国の考えである。買い物やどこかへ出かけてみたいという行為が支援費の対象となる。したがって社会参加という主旨から考えれば、健常者が普段行うようなことは、当然認められるという前提である。

(耳塚委員)全てを認めるのではなく、利用範囲を例えば通院、通勤、通学などある程度決めておく方法がいいのではないかと。

(小山企画員)例えば、介護保険制度では買い物については給付の対象外であるが、障害者の場合は支援費の給付対象である。申請する事業はその実態に合わせて運送事業を行うため、市の要綱で一律に運行の目的を制限することは問題であることは申し述べておく。

(等々力委員)今までの協議の流れを聞く中で、タクシー会社の委員さんなど、それぞれ専門分野の知識をお持ちの中で、私どもは予備知識が少ない。一度勉強会をやることも必要ではないか。一つ一つに意見を述べるよりは、あらかじめ勉強会で意見を交換することが必要だと思う。

(耳塚委員)等々力委員の意見のとおりである。われわれタクシー業者がなぜセダン特区に反対するのかなど、協議会の場ではなく、ざっくばらんに意見交換するためにも勉強会は必要である。

(事務局) 勉強会は別の機会に設けさせていただきたい。日程については1月中を目処に調整させていただく。

(耳塚委員)運賃について、収受の仕方、3人乗れば3人からもらえることもありえる。タクシーよりも高い場合もありえる。収受の仕方も市の要綱で規定することも考えていただきたい。

(岡山委員)福祉という名のもとに、行政がバックアップをして、タクシー業者に出来ないことをすることがこの法律だと思う。我々はそのことを心配している。

市の要綱ももう一度練り直していただきたいと思うところはある。

(小山企画員)誤解のないように念のため説明させていただくが、この要綱は国土交通省のガイドラインのとおりとなっている。当協議会は事業者の申請がガイドラインに適合しているかどうかを協議する場である。料金についてもタクシーの上限運賃の1/2という規定に適合しているかどうかをご判断いただく協議会である。協議会に出てきた申請内容を見てから出ないと、一人当たりで料金を取るのか、一台あたりで取るのかは何とも言えない。

(耳塚委員)そういう料金の取り方が申請されないように市の要綱であらかじめ制限されたい。

(小山企画員)申請があった時点で議論すればいいことである。

(等々力委員)この協議会はそれを審議するために集まっているので、しっかり話し合いをして、必要なら要綱も一部改正していけばいいと考える。

(会長) この件については報告事項ということでもあり、次に進めさせていただく。

### (3) 安曇野市福祉有償運送運営協議会設置要綱について

(事務局より説明)

(小岩井委員)業界の新聞に道路運送法そのものに改正の動きがあるという記事が載っていたが、仮に法が変われば市の要綱も連動して見直しするという考えでよろしいか。

(小山企画員)現在の道路運送法の中で、有償運送している事業者に許可を取得する道を開くための運営協議会である。法律が変われば、全ての運営協議会が法改正にあわせた見直しをしていくことになる。

## 6. 協議事項

### (1) 副会長の選出について

会長よりどのように互選するか、提案を呼びかけたところ、事務局一任の声がある。

事務局より「学識経験者」の代表として、久保田委員に副会長をお願いいたしたくご提案申し上げる。

(異議がなく、久保田委員が副会長に選出された)

### (2) 運営協議会の指針(案)について

(事務局より説明。また、事業者が申請時に必要となる添付資料「安曇野市の移動困難者の状況」のうち、タクシー事業に係る数値の確認および追加報告いただく旨をタクシー会社に依頼した。)

(異議がなく、原案どおり認められた)

### (3) 第2回運営協議会の日程等について

(事務局)第2回目は2月中旬で予定している。ただし、申請事業者がなかった場合には、開催日程を延期させていただきたいと考えている。また、事業者からの申請受付期間については随時とし、申請があった時点で第2回目の日程調整を行いたい旨を提案。

(異議がなく、原案どおり認められた)

### (4) その他

(事務局)本日お決めいただいた、指針や基準について、市のホームページに12/20頃までに掲載して、周知に努めたい。また、本日の会議の概要についてもホームページに掲載させていただきたいのでご了承願いたい。

## 7 その他

## 8 閉 会